

## 農薬散布時の手順

	項目	注意事項
1	防除実施の決定	農薬散布責任者が防除計画、病害虫の発生状況、風量、風向き等からドリフトのリスクを検討し、防除の可否を決定する。
2	薬剤の選定	農薬責任者は以下の点を確認し、散布者に指示する。 ①総使用回数 ②使用時期(収穫前日数等) ③使用方法、適用作物、適用病害虫、希釈倍率、使用量 ④使用する農薬の最終有効年月
3	使用前点検	①洗浄状況の確認 → 前回使用した農薬が残っていないか ②散布機の確認 → ノズル、ホース、接合部に異常は無い ③散布量の確認 → 試運転の実施
4	準備	農薬責任者の許可を得て実施する。 ラベルに記載された「使用上の注意」を遵守する。 ①所定の農薬準備場所で実施する。 ②散布予定面積から必要量を計算し、正確に調整する。 ③農薬専用の計量器具を使用する。 ④計量カップ等は使用後に3回以上すすぐ。なお、すすいだ水は散布液のタンクに希釈用の水の一部として移す。
5	防護服の着用	ラベルの記載に従う。
6	農薬散布	風量、風向き等に注意しドリフト防止に心掛ける 薬液が残らないように、かけムラが無いように適量を散布する。 散布中に異常が発生した時は、速やかに中止する。
7	散布機の洗浄	所定の場所で散布機の洗浄を行う。 散布後、速やかに散布機、ホース内、接合部及びタンクを洗浄する。 洗浄水は所定の場所に流す。
8	防護服の洗浄保管	他の服と分けて洗浄し、所定の場所に保管する。
9	在庫台帳への記帳	農薬在庫台帳へ使用量と在庫量を記帳する。
10	使用記録簿への記帳	農薬使用記録簿へ所定項目を記帳する。

### ■ 農薬事故の際の応急措置

- 1 飲み込んだ場合
  - ・水を飲ませ、のどの奥を刺激して胃の中のものを吐き出させる
- 2 皮膚、衣服に付着した場合
  - ・皮膚は石けんで良く洗う
- 3 目に入った場合
  - ・水道の蛇口から直接か、流水で洗い流す
- 4 吸い込んだ場合
  - ・日陰に運び、衣服をゆるめ、深呼吸させ、安静にさせる